

北 区 豊 島 五 丁 目 地 域
ダイオキシン類土壤汚染対策計画

平成 18 年 12 月

東京都環境局

目 次

1	対策計画の内容	1
2	対策事業	1
2.1	事業の実施地域	1
2.2	事業の内容	3
2.3	事業費の額	8
2.4	事業の実施者	8
3	対策事業後の措置	8
3.1	措置の実施地域	8
3.2	措置の内容	8
3.3	措置の実施者	9
4	汚染除去の計画策定	9

1 対策計画の内容

(1) 対策事業

覆土等により曝露経路を遮断する対策事業を行う。

(2) 対策事業実施後の措置

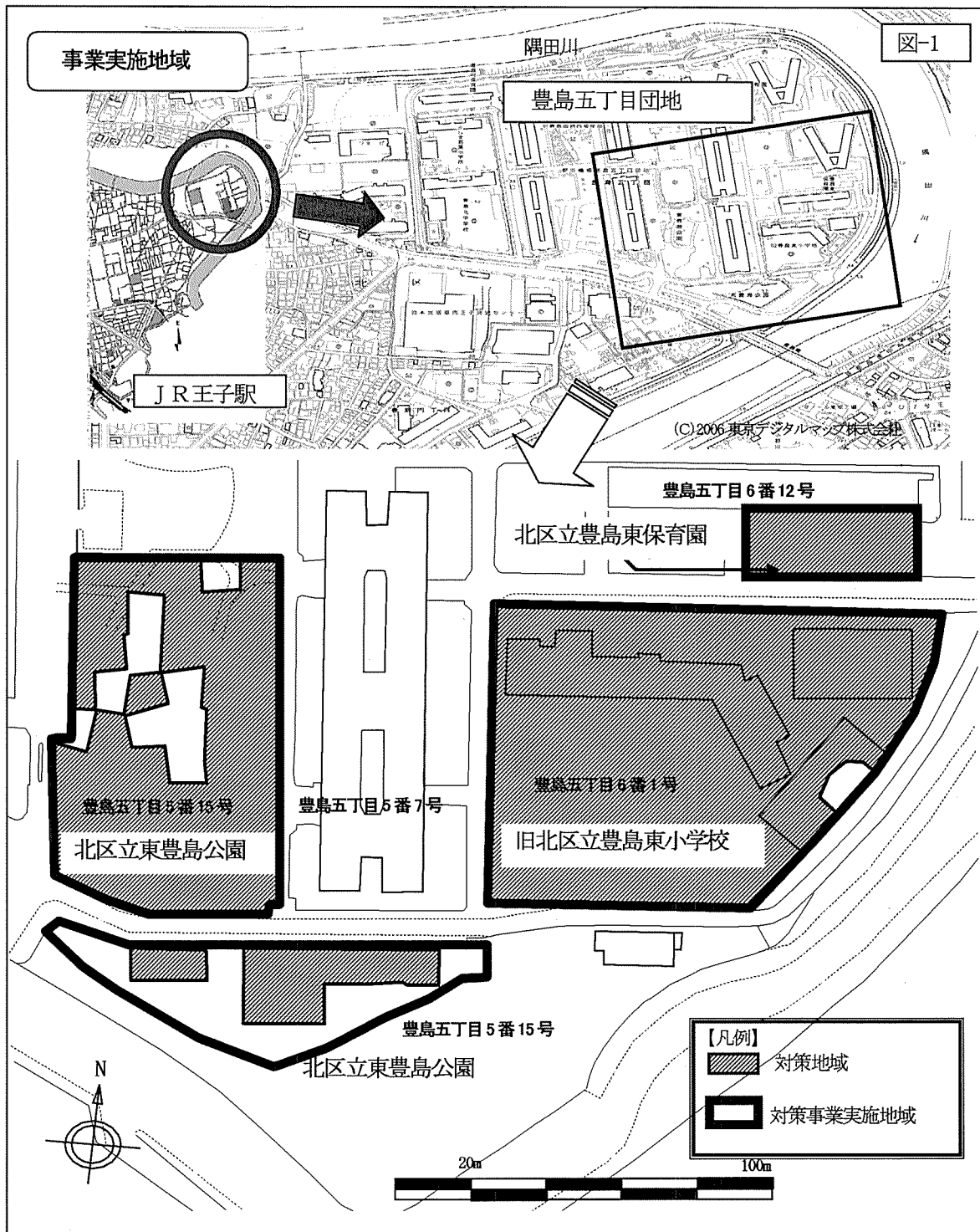
対策事業として実施した覆土等の効果を維持するよう適切に管理する。

2 対策事業

2.1 事業の実施地域

(1) 事業の実施地域

事業の実施地域は、東京都北区豊島五丁目5番15号の一部、同6番1号、同6番12号の一部で、図-1に示すとおりである。



(2) 事業実施地域の概要

ア 区域

当該地域は、東京都北区東部、独立行政法人都市再生機構が管理する豊島五丁目団地内に位置し、都市計画の用途区分は、第一種住居地域である。

イ 地形

当該地域は、隅田川の蛇行部に接しており、過去の地形図から、明治時代後半までは田や湿地、その後は化学工場敷地、昭和 45 年から 46 年に豊島五丁目団地として造成された地域である。現状地盤高は、概ね T.P. (東京湾の平均海水面) +4.0 から +5.5 メートル程度である。

ウ 地質・土壌の状況

当該地域の地質は、荒川の自然堤防・氾濫原の上に、人工的な埋土がなされたものである。埋土には焼滓等を多く含有し、それより下層の土質は、砂・粘性土が主となっている。

エ 地下水

当該地域は、隅田川に接する低地部にあるため、地下水面は浅い。豊島五丁目団地内及びその周辺には飲用の井戸はない。

(3) 土地利用状況及び利用計画

施設名 住所	概算面積 (単位 m ²)	所有者 (管理者)	現状の土地利用	対策後の土地利用
北区立東豊島公園 北区豊島五丁目 5 番 15 号	7,390	北区	公園	公園
旧北区立豊島東小学校 北区豊島五丁目 6 番 1 号	7,940	北区	小学校跡地	遊び場等
北区立豊島東保育園 北区豊島五丁目 6 番 12 号	600	都市再生機構 (北区)	保育園	保育園
合計	15,930			

(4) 土壌汚染の状況

対策地域内の土壌中のダイオキシン類濃度は、東豊島公園で最大値 140,000pg-TEQ/g (地表下 2m)、小学校跡地で最大値 240,000pg-TEQ/g (地表下 2m)、豊島東保育園で 14,000pg-TEQ/g (地表下 1m) である。

(5) ダイオキシン類土壌汚染対策地域を指定した年月日

平成 18 年 3 月 6 日

2. 2 事業の内容

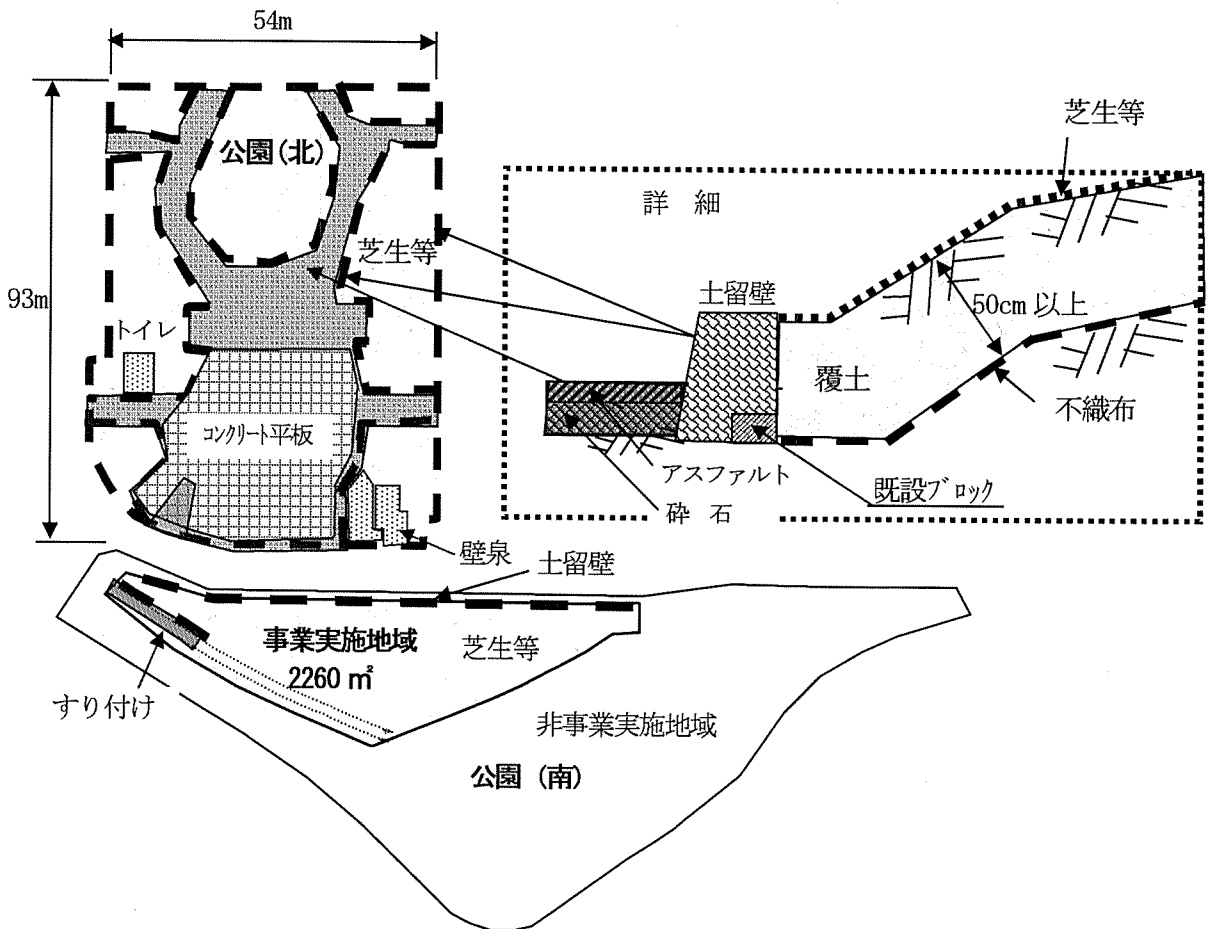
(1) 覆土工事

2. 1 (1) で示す事業実施地域について、主として覆土工事を行う。

ア 北区立東豊島公園

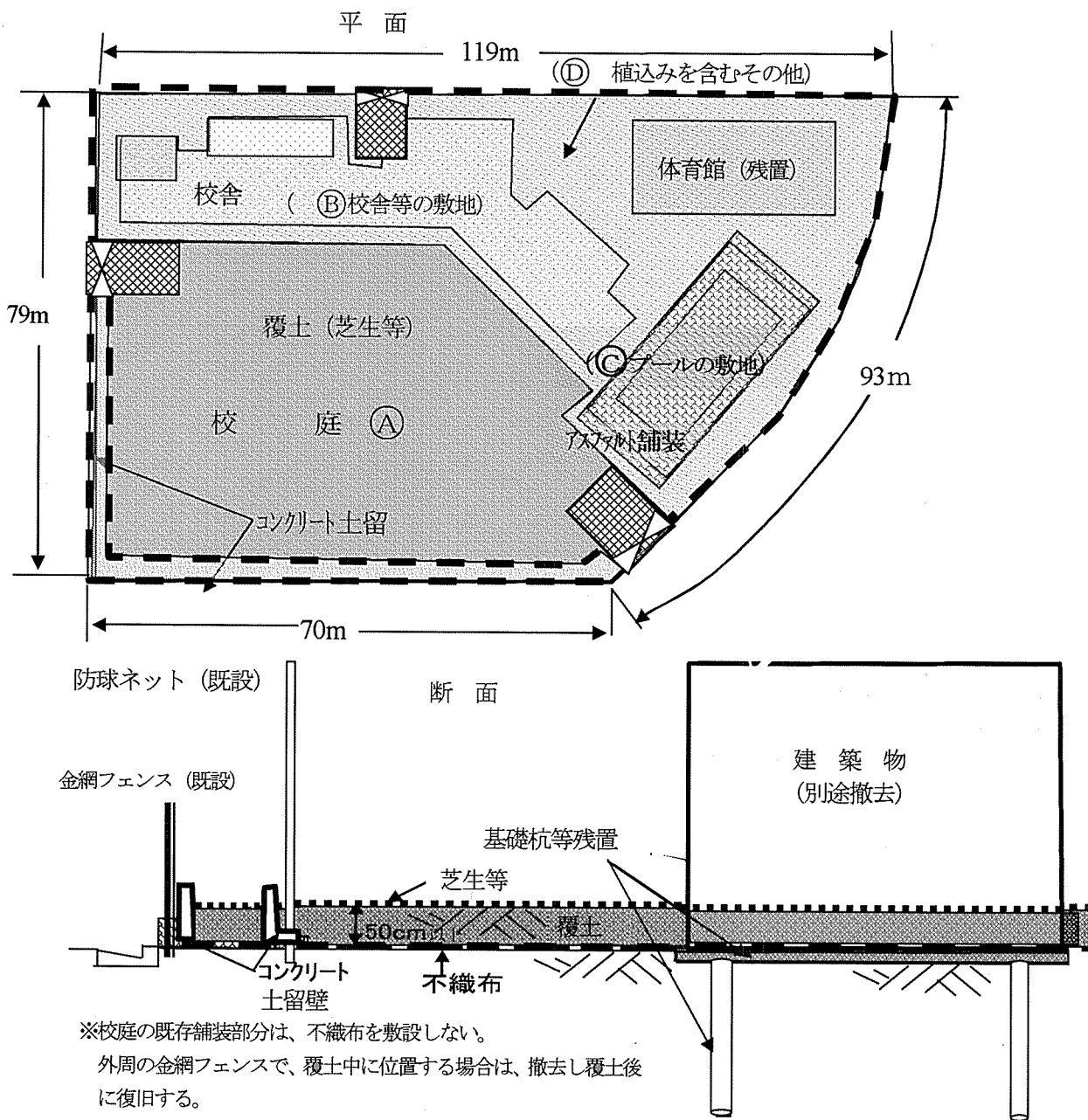
- ・ 植栽部は、土留め壁を設置し法面からの土砂の流出防止を行った後、現地盤に不織布を敷設し、良質土を用い厚さ 50 cm以上の覆土を行う。覆土表面は、芝生等により覆土の流出・飛散の防止措置を施す。
- ・ 通路部は、現地盤面の上に新たに砕石で厚さ 20 cmの路盤を敷設し、アスファルトで厚さ 4 cmの舗装を行う。
- ・ 広場部は、既設の平板を撤去しアスファルトで厚さ 4 cmの舗装を行った後、新たにコンクリート平板を敷設する。

平面



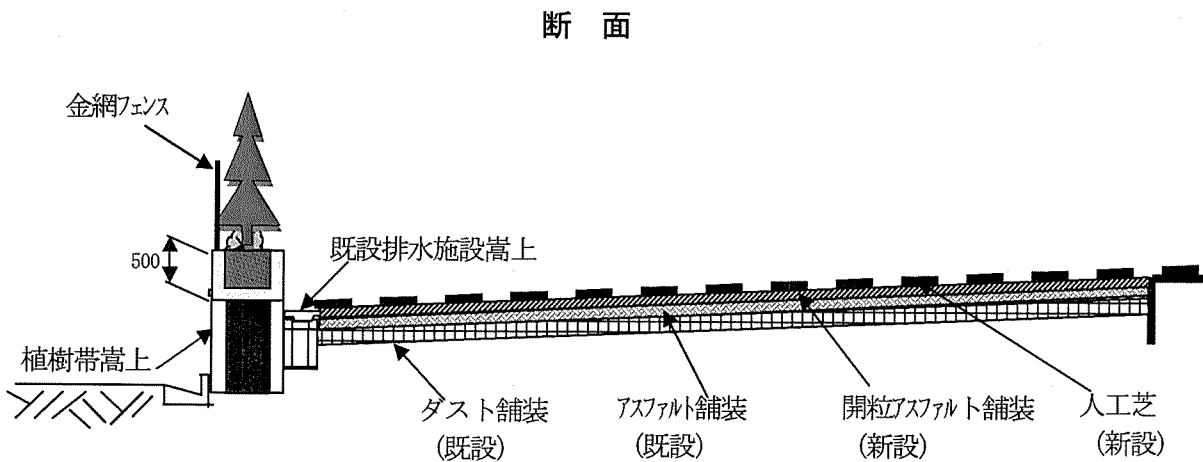
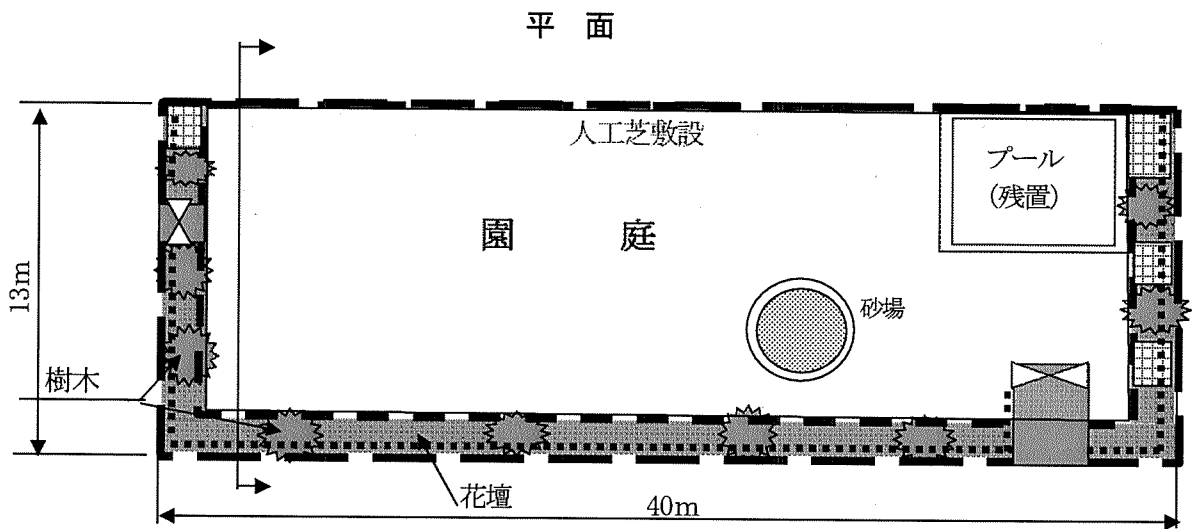
イ 旧北区立豊島東小学校

- ・校舎、プール等の建築物については、別途工事で撤去する。（体育館は除く。）
- ・校庭部分①については、既存の舗装面の上に良質土を用い厚さ 50 cm以上の覆土を行う。
- ・校舎の撤去後の部分②については、周囲の地盤の高さに調整後、良質土を用い厚さ 50 cm以上の覆土を行う。
- ・プールの撤去後の部分③については、周囲の地盤の高さに調整後、碎石で厚さ 20 cmの路盤を敷設後にアスファルトで厚さ 5 cmの舗装を行う。樹帯部を含むその他の部分④については、高木を残し低木を切除した後、周囲に土留め壁を設置し、現地盤面に不織布を敷設し良質土を用い厚さ 50 cm以上の覆土を行う。
- ・①、②、④全域の覆土表面に芝生等により覆土の流出・飛散の防止措置を施す。
- ・敷地内には管理のための照明を設置する。



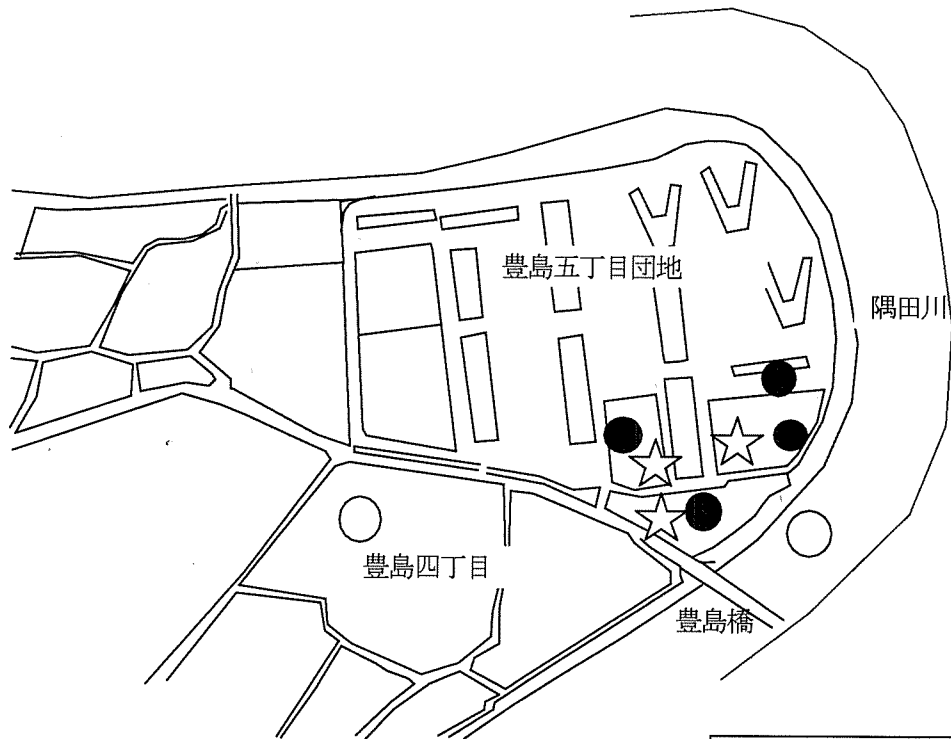
ウ 北区立豊島東保育園

- ・ 園庭は現状のアスファルト舗装を残し、開粒アスファルトで厚さ4cmの舗装を行い、その上に人工芝を敷設する。(遊具等で施工に支障があるものは撤去し、人工芝敷設後に復旧する。)
- ・ 植樹帯については、高木を残し低木を切除撤去した後、厚さ12cmのコンクリート造の植樹枠で嵩上げを行うと共に畑土で客土を行う。高木部については畑土で厚さ50cm以上の覆土を行う。
- ・ 植樹帯の覆土表面は、地被類等により覆土の流出・飛散の防止措置を施す。
- ・ 砂場は底部を厚さ10cmのコンクリートで、塞いだ後に全体の計画高さに合わせて嵩上げを行う。



エ 覆土工事に伴う環境調査

調査項目	調査頻度	調査地点
環境大気中のダイオキシン類	作業開始前1回 作業期間中は1回/月 作業後1回	対策事業実施地域の敷地境界 4地点
地下水及び河川水中の ダイオキシン類	作業開始前、中、後 各1回	団地付近の河川、団地近隣の井戸の 2地点
覆土中のダイオキシン類	覆土工事終了後1回	対策事業実施地域内の3地点 (5点混合)



対策事業における環境調査地点図

凡例	
●	大気調査地点
○	水質調査地点
☆	土壌調査地点

(2) 工 程

地 番	作業内容	平成 18 年度			平成 19 年度											
		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
豊島五丁目 5 番 15 号 (東豊島公園)	準備・仮設				—											
	構造物工事					—	—	—								
	土工事								—	—						
豊島五丁目 6 番 1 号 (旧豊島東小学校)	準備・仮設									—						
	構造物工事									—	—	—	—	—	—	
	土工事														—	—
豊島五丁目 6 番 12 号 (豊島東保育園)	準備・仮設		—													
	構造物工事			—												
	舗装工事 (人工芝)			—												
上記 3 地域 共通	環境調査				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

— — 別途撤去工事

(3) 工事に伴う環境対策及び安全対策

ア 粉じんの飛散防止対策

作業開始前、作業中に適宜作業ヤードに散水する等、粉じんの飛散を防止する。

イ 作業機械の騒音、振動対策

工事に当たっては、低騒音・低振動型の建設機械を使用し、騒音・振動の発生を抑制する。

ウ 工事用車両の出入り

工事用車両の出入りに当たっては、交通整理員を常時配備し、居住者の安全対策を行う。

エ 安全対策

現場作業員の保護具等の着用を徹底する。

重機等の整備点検を徹底する。

現場内の整理整頓を徹底する。

オ 作業員の安全教育

ダイオキシン類の有害性、作業の方法及び事故時の対応等に関し、作業員の安全教育を行う。

2. 3 事業費の額

(1) 事業総額(概算)

総 額	211,000 千円
内 訳	
工事費	195,000 千円
その他	16,000 千円

(2) 積算の基礎となった物価、賃金

平成 18 年 10 月	東京都建設局	設計単価表等
平成 18 年 10 月	東京都財務局	建築工事積算標準・同解説等による。

2. 4 事業の実施者

東京都北区

3 対策事業後の措置

3. 1 措置の実施地域 (以下「対象地」とする。)

対策事業の実施地域と同じ (2. 1 事業の実施地域 参照)

3. 2 措置の内容

対策事業において実施した覆土の効果が維持できるよう、適切な管理を行う。

(1) 掘削の制限

ア 対象地の土壌の掘削は、原則として行わない。

イ やむを得ず、掘削の必要が生じた場合は、工事内容及び汚染拡散防止の対策等について工事箇所に掲示する。

ウ 掘り出した土壌は、適正に保管し汚染調査を行った上、その結果に基づいて適正に処理する。

(2) 日常点検

ア 対象地を定期的に巡回し、目視等による点検を行い、点検の結果を記録・保存する。

イ 点検時等において、対策箇所に異常が認められた場合は、原因を明らかにし、適切な対策を講ずる。

(3) 事故・災害等における緊急措置

ア 事故・災害に伴う汚染土壌の流出・拡散を防止するため、露出土壌の回収、保管が可能な資機材を準備する。

イ 保管した土壌は、汚染調査を行い、その結果に基づき適正に処理する。

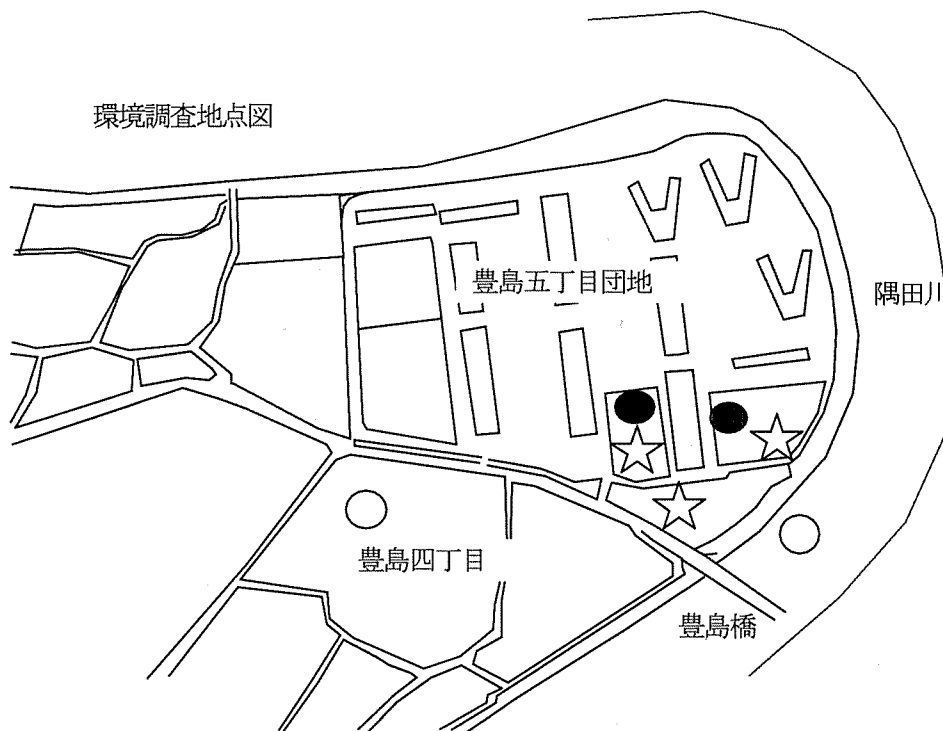
ウ 周辺環境への影響が考えられる場合には、適切に試料を採取・分析し、周辺環境への影響を把握する。

エ 事故災害時に連携が必要な関係機関等との連絡体制を整備する。

(4) 上記 (1) から (3) の措置についてマニュアルを作成し、適切に対処する。

(5) 環境調査

調査項目	調査頻度	調査地点
環境大気中のダイオキシン類	3回/年	対策事業実施地域内の2地点
地下水及び河川水中のダイオキシン類	3回/年	団地近隣の河川及び井戸の2地点
覆土中のダイオキシン類	1回/年	対策事業実施地域内の3地点を順に1地点



3. 3 措置の実施者
東京都北区

凡例	
●	大気調査地点
○	水質調査地点
☆	土壌調査地点

4 汚染除去の計画策定

将来、大規模な土地改変や技術の進歩等に伴い汚染除去を行う場合には、改めて対策計画を策定する。